

## 第5章 農林漁業

### 5-1. 農業経営体の推移【農林業センサス】

(基準日：各年2月1日、単位：経営体)

区 分	実 数			構成比 (%)			増減率 (%)	
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年	H22→H27	H27→R2
<b>【 総 数 】</b>	<b>3,965</b>	<b>3,349</b>	<b>2,834</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 15.5</b>	<b>△ 15.4</b>
個人経営体	3,826	3,206	2,664	96.5	95.7	94.0	△ 16.2	△ 16.9
団体経営体	139	143	170	3.5	4.3	6.0	2.9	18.9
(うち法人経営)	61	80	140	1.5	2.4	4.9	31.1	75.0
(うち非法人経営)	3,904	3,269	2,694	98.5	97.6	95.1	△ 16.3	△ 17.6

資料：農林水産省「農林業センサス」

※農林業センサスとは、我が国の農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に5年ごとに実施される調査である。農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるべく、2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

なお、調査の対象となる農業経営体とは、農林業経営体のうち、経営耕地面積が30 a以上の規模の農業、農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が一定の基準以上の農業、又は農作業の受託の事業のいずれかに該当する事業を行う者のことである。

※構成比は、表示単位未満の数値を四捨五入したため、区分毎の計と合計が合わない場合がある。